# 取組方針の見直し工程(案)について

# 国の動向

平成26年6月4日 改正品確法 公布·施行

入契法と建設業も一体改正

平成26年9月30日 品確法基本方針 改正閣議決定

平成27年1月30日 品確法運用指針策定

「入札契約方式の適用に関するガイトライン(仮称)」(未定)

# 北海道の対応(予定)

# 平成26年10月29日 北海道建設業審議会

取組方針の見直しに係る部会の設置が了承 (品確法取組方針等検討専門委員会)

< 3月18日(水) >

第1回 専門委員会

(現行の取組方針について、新たな構成案の提示、平成27年度取組説明)

第2回 専門委員会 (見直し骨子案の提示)

第3回 専門委員会

(見直し素案の提示)

意見聴取等

第4回 専門委員会 (見直し原案の提示)

北海道建設業審議会 報告(H27秋頃目途)

# 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正(担い手3法の改正)

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、**公共工事の基本となる「品確法」を中心に**、 密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

#### 品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正

#### <目的> 公共工事の品質確保の促進

そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

基本理念の追加:将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止(等)



基本理念を実現するため

#### 発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化

(例)予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定 <建設業法等の一部を改正する法律>

#### 入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために 講ずべき基本的・具体的な措置を規定

#### ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

#### 契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保

・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

#### 建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達 建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

#### 建設工事の担い手の育成・確保

・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

#### 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

< 背景 >

ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 現場の担い手不足、若年入職者減少 発注者のマンパワー不足 地域の維持管理体制への懸念 受発注者の負担増大 <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

≻H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致) ≻H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致) ≻H26.6.4 公布·施行

# 改正のポイント:目的と基本理念の追加

- ○目的に、以下を追加
  - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

- ○基本理念として、以下を追加
  - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施

・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮

- ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保

# 改正のポイント :発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- ○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、 市場における労務、資材等の取引価格、 施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定
- ・最新単価や実態を反映した予定価格

○不調、不落の場合等における見積り徴収

・歩切りの根絶

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

- ・ダンピング受注の防止 等
- ○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進

等

### 改正のポイント : 多様な入札契約制度の導入・活用

- →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- ○段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- ○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注)→地元に明るい中小業者等に よる安定受注
- ○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)

国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

# 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要(平成26年9月30日閣議決定) (品確法基本方針)

# 品確法基本方針とは:品確法( )に基づき、政府が作成。(現行の方針はH17閣議決定)

- ▶ 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- ▶ 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

- ( )公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度 の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

# 改正のポイント

# . 各発注者が取り組むべき事項を追加

#### 発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定(歩切りの禁止、見積りの活用等)
- ・ダンピング受注の防止(低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定)
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更(債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等)等

### 多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用
- <u>. 受注者の責務に関する事項を追加</u>
- 受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、
- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等
- . その他国として講ずべき施策を追加
  - ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

#### 運用指針とは:発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針

- ・基本理念にのっとり、<u>地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から</u>現場の課題や制度の運用等に関する<u>意見を聴取し、国が作成</u>
- ・国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

# 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要(平成26年9月30日閣議決定) 【詳細版①—全体像】

# 「品確法基本方針」の全体像

赤字: 今回の主な改正箇所

# 第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

○将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保○適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理○地域における担い手の育成・確保への十分な配慮○賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮等

# 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

### 1. 発注関係事務の適切な実施

- ▶担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定(歩切りの禁止、見積り活用等)
- ダンピング受注の防止(低入札価格調査基準等の適切な設定等)
- ト計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

# 2. 受注者の責務に関する事項

受注者において、適正な下請契約の締結、技術者、技能労働 者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善の取 組が行われるよう、国として必要な施策を実施

### 3. 技術的能力の審査に関する事項

- 有資格業者名簿の作成の際の資格審査(工事成績評定等)
- ▶ 個別工事に際しての技術審査(配置予定技術者の経験)
- ▶ 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等(若年技術者、技能労働者の育成・確保状況、建設機械の保有状況等)

### 4. 多様な入札及び契約の方法

- > 競争参加者の技術提案を求める方式
- > 段階的選抜方式
- 技術提案・交渉方式
- ▶ 地域における社会資本の維持管理に資する方式 等

### 5. 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式や技術提案・交渉方式における学 識経験者からの意見聴取、結果の公表 等

### 6. 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価

- 工事成績評定項目の標準化

### 7. 発注関係事務の環境整備

▶ 発注者によるデータベースの整備・更新 等

# 8. 調査及び設計の品質確保

- 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の採用
- 配置予定技術者の経験・資格の審査・評価 等

# 9. 発注関係事務を適切に実施できる者の活用

- ▶国・都道府県による発注者への支援
- 国・都道府県以外の者の活用

#### 10. 施策の進め方

- ➤ 国及び地方公共団体が相互に緊密な連携・協力
- ▶ 発注者共通の運用指針を策定・フォローアップ

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の概要(1/2)

# . 本指針の位置付けについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針。

発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの()。 また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その 結果をとりまとめ、公表する。

( )例えば、ダンピング受注の防止、入札不調·不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

# 発注関係事務の適切な実施について

### 1 . 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。

(1)調査及び設計段階

> (2)工事発注準備段階

> (3) 入札契約段階

事業全体の工程計画の検討等

調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

技術者能力の資格等による 評価・活用等 工事の性格等に応じた入札 契約方式の選択

予算、工程計画等を考慮した 下事発注計画の作成

現場条件等を踏まえた適切な 設計図書の作成 適正利潤の確保を可能とする ための予定価格の適正な設定

発注や施工時期等の平準化

適切な競争参加資格の設定、 ダンピング受注の防止等

工事の性格等に応じた技術提 案の評価内容の設定

競争参加者の施工能力の適切 な評価項目の設定等

(4)工事施工段階

適切な設計変更

施工段階 > (5)完成後

適切な技術検査・工事成績評定等

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

(6)その他

入札不調・不落時の見積りの 活用等

公正性・透明性の確保、不正行為の排除

工事中の施工状況の確認等

施工条件の変化等に応じた

施工現場における労働環境の 改善

受注者との情報共有や協議の迅速化等

2 . 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、 以下の事項に取り組む。

(1)発注体制の整備等

(2)発注者間の連携強化

発注者自らの体制の整備

工事成績データの共有化・相互活用等

外部からの支援体制の活用

発注者間の連携体制の構築

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の概要(2/2)

# 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多 様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。

# 1 . 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1)契約方式の選択

工事の施工のみを発注する方式

設計・施丁一括発注方式

詳細設計付工事発注方式

設計段階から施工者が関与する 方式(ECI方式)

維持管理付工事発注方式

包括発注方式

要

複数年契約方式

CM方式

事業促進PPP方式

(2)競争参加者の 設定方法の選択

一般競争入札

指名競争入札.

随意契約

(3)落札者の選定方法 の選択

価格競争方式

総合評価落札方式

技術提案・交渉方式

段階的選抜方式

(4)支払い方式の選択

総価請負契約方式

総価契約単価合意方式

コストプラスフィー契約・ オープンブック方式

> 単価・数量精算 契約方式

など

# 2.公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(1)地域における社会資本を支える企業を確保する方式

など

(3)維持管理の技術的課題に対応した方式

など

(2)若手や女性などの技術者の登用を促す方式

(4)発注者を支援する方式

など

### その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成する。 本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

|運用指針とは:品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- ▶ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- ▶ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

#### 必ず実施すべき事項

#### 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。

#### 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項 第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

#### 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

#### 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

#### 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施 状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い 、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を 通じて、国や都道府県の支援を求める。

#### 実施に努める事項

#### 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約 方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用 する。

#### 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

#### 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

#### 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

#### 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。

# 国の動向

平成17年4月1日 品確法施行

平成17年8月26日 基本方針 閣議決定

#### < 品確法のポイント(H17.4.1) >

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務 の明確化.

・公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の 契約がなされることにより確保されなければならない。

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への 転換

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査
- ・技術提案を求める入札
- ・技術提案についての改善が可能
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成

発注者をサポートする仕組の明確化

・外部支援の活用による発注者支援

品確法: "公共工事の品質確保の促進に関する法律』(議員立法)

▶平成17年 3月18日 衆議院本会議可決

▶平成17年 3月30日 参議院本会議可決

▶平成17年 3月31日 公布

# 北海道の対応状況

#### 《品確法》

(地方公共団体の責務) 第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の 促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 平成18年2月3日 北海道建設業審議会

▶ 取組方針策定に係る部会の設置承認(品確法取組方針等検討専門委員会)

#### 平成18年 3月15日 第1回 専門委員会

!▶ 品確法と基本方針の説明 ▶ 構成素案の提示 ▶ 簡易型総合評価方式試行 等

#### 平成18年 9月28日 第2回 専門委員会

┆▶ 道の取組状況の報告 ▶ 構成案の提示 等

#### 平成18年12月19日 第3回 専門委員会

★素の提示・意見聴取等

#### 平成19年 3月30日 第4回 専門委員会

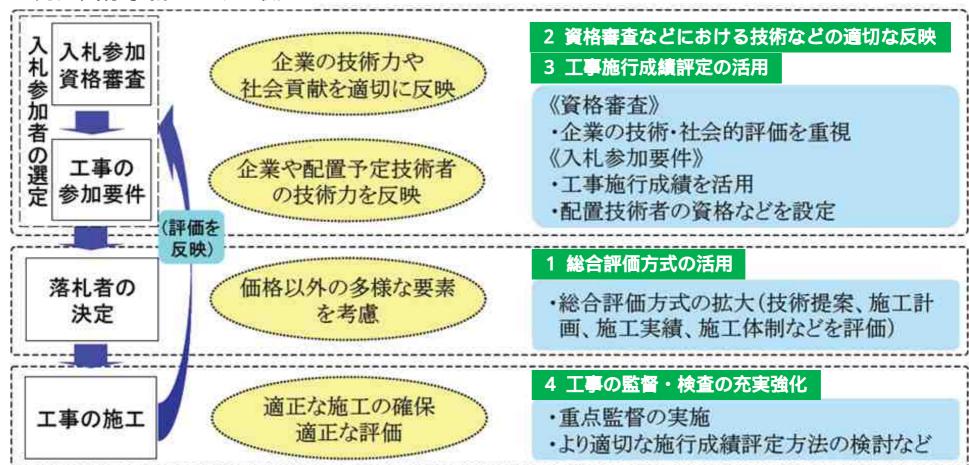
▶ 見直し原案の提示

平成19年 7月19日 第5回 専門委員会

平成19年8月2日 『公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針』 策定

# 現行の『公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針』について

# 発注関係事務における取組



# ②その他の取組

- 5「技術と経営に優れた企業づくり」の推進
- 建設業経営効率化の取組の推進
- 7 市町村への支援

### 6 調査・設計における品質確保の推進

総合評価やプロポーザル方式の検討

# 現行の『公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針』について

### 1 総合評価方式の活用

- ・H16 標準型総合評価方式を試行
- ・H18 簡易型総合評価方式を試行、ガイドラインの策定
- ・H22「地域社会貢献活動」・「地域建設業経営環境評価」の 評価項目を追加
- ・H25「技術者の追加配置」・「新規の雇用」の評価項目を追加
- ・H26「新規の雇用」の対象年齢の運用等を改訂

| 年度 |   |   |    |     |     |     |     |     |     |     |
|----|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 1 | 1 | 67 | 225 | 367 | 534 | 766 | 806 | 894 | 916 |

### 2 資格審査などにおける技術などの適切な反映

#### 《入札参加資格審查》

- ・地域社会の維持への貢献を審査項目に追加
- ・防災協定の締結や災害時の対応を審査項目に追加
- ・新分野進出の審査点の引き上げ 《入札参加要件》
- ・工事の難易度を踏まえた格付等級の設定
- ・丁事内容を踏まえた技術者の資格要件の設定

### 3 工事施行成績評定の活用

- ・総合評価方式における活用
- ・入札参加資格審査における活用
- ・入札参加要件における活用
- ・優良業者等表彰の選考基準での活用
- ・発注者間で相互利用できるよう工事施行成績評定を標準化

### 4 工事の監督・検査の充実強化

- ・監督員や検査員を対象とした専門研修の実施
- ・提出書類のガイドラインの作成
- ・重点的な監督業務の実施

#### 5「技術と経営に優れた企業づくり」の推進

建設業経営効率化の取組

「建設業経営効率化検討委員会(H17.3)」からの提言に基づく取組 発注前事前準備の総合的管理機能づくり

三者(発注者・施工者・設計者)検討会の実施

工事施行成績評定の透明化・公正化のシステムづくり

適正な施工体制を確保するためのシステムづくり

建設ホットラインの設置

短期企業研修の実施

北海道建設業サポートセンターによる相談対応

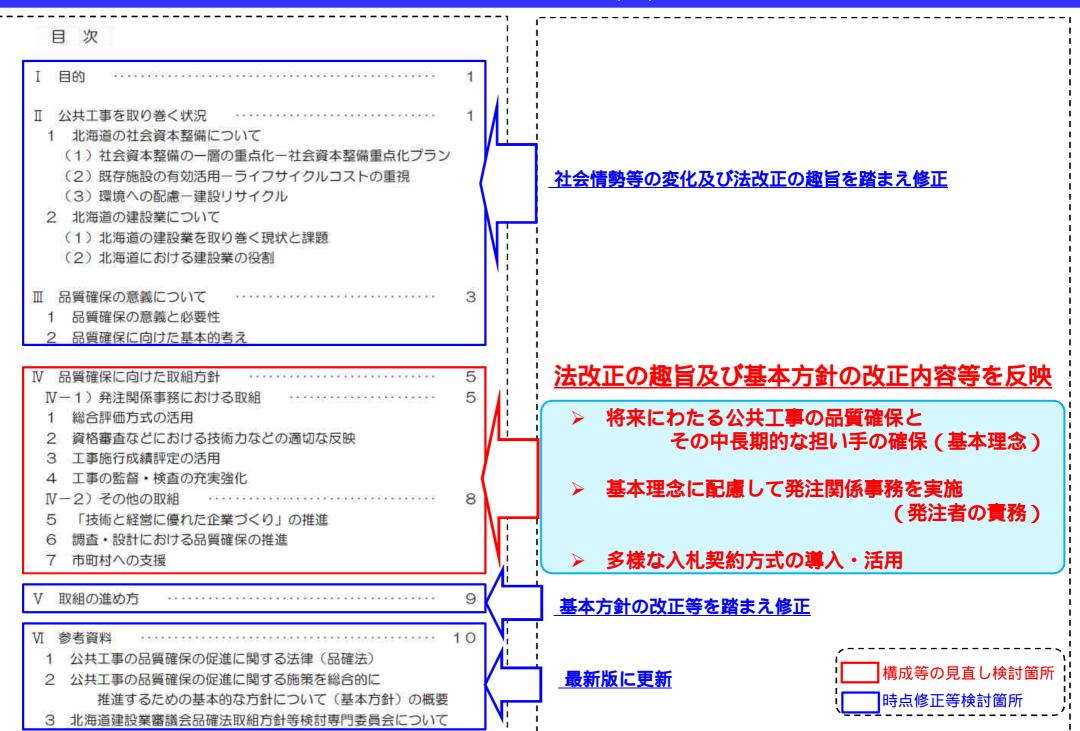
### 6 調査・設計における品質確保の推進

- ・詳細設計照査要領の作成
- ・設計成果品質向上の取組(ワンデーレスポンス等)
- ・一般競争入札やプロポーザル方式の一部実施

### 7 市町村への支援

- ・「公共工事の品質確保の相談窓口」の設置
- ・総合評価方式に関する説明会の実施
- ・市町村職員の「道の技術系研修会」への受け入れ
- ・市町村職員の「道の工事完成検査」への臨場立会
- ・総合評価の技術審査員として道の職員を派遣

# 新たな取組方針の構成(案)について



# 平成27年度からの取組について

# ~ 国の基本方針に沿った平成27年度からの取組概要~

# 1 発注関係事務の適切な実施

- <ダンピング受注の防止>
- ・すべての入札において内訳書の提出を求め、談合 等の不正行為、ダンピングの防止を図る。

# 3 技術的能力の審査の実施に関する事項

- <競争入札参加資格審查>
- ・企業による担い手の育成・確保の取り組みを適切に 評価するため、35歳未満の若年者を雇用した企業 を加点する。
- ・担い手の育成・確保のためには就労環境の改善が必要不可欠であることから、育児・介護休業法への取り組みとして道が進める「あったかファミリー」制度の登録者を加点する。
- ・社会保険等に加入していない建設業者を公共工事の 元請業者から排除し、労働環境の改善を図る。
- < 簡易型総合評価方式 >
- ・過去5年間に職員を採用した企業を加点評価する 「新規の雇用」の項目を必須項目とするよう改正。
- ・建設業法で配置が義務付けされる技術者に加え若年 技術者を追加配置した場合に加点評価する「技術者 の追加配置」の項目を必須項目とするなど改正。

# 6 工事の監督・検査及び施行状況の確認・評価 に関する事項

- <現場の施工体制の適切な確認>
- ・元請下請を含めた全体の施工体制を把握するため、 施工体制台帳の提出について、これまでの2百万円 以上の全ての工事に加え、2百万円未満であっても 下請契約を行う工事は施工体制台帳の提出を求める。
- <受注者との協議等の迅速化>
- ・工事が円滑に実施されるよう、受注者からの協議等について、迅速に回答する「ワンデーレスポンス」に取り組む。(比較的規模の大きい工事を対象に試行)

# 7 発注関係事務の環境整備に関する事項

- <積算システムの標準化>
- ・最新の国の積算体系に準拠したパッケージソフトを 導入し積算システムの標準化を進め、また現在のク ライアントサーバー方式からweb方式へ積算システ ムを更新することにより経費の低減を図り、市町村 との共有化及び相互利用を促進する。